

■平成 27 年度の町・県民税（個人住民税）の改正点について

地方税法の改正による平成 27 年度の町・県民税（個人住民税）から適用される改正点をお知らせします。

1. 住宅ローン控除の延長、控除限度額の拡充（居住年平成 26 年～平成 29 年）

平成 25 年度税制改正により、個人住民税の住宅ローン控除について、居住年の適用期間を平成 25 年 12 月 31 日から平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長するとともに、この期間のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに居住を開始した場合、控除限度額の拡充がされることとなりました。所得税は平成 26 年分から、個人住民税は平成 27 年度から適用されます。

	居住年	住宅区分	所得税				個人住民税の控除限度額	
			借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額		
改正前	平成25年 1月～12月	一般の住宅	2,000万円	1.00%	20万円	200万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)	
		認定住宅	3,000万円	1.00%	30万円	300万円		
改正後	平成26年 1月～3月	一般の住宅	2,000万円	1.00%	20万円	200万円	●控除限度額の内訳 町民税 58,500円 (課税総所得金額等の3%相当額) 県民税 39,000円 (課税総所得金額等の2%相当額)	
		認定住宅	3,000万円	1.00%	30万円	300万円		
	平成26年4月 ～ 平成29年12月	一般の住宅	4,000万円	1.00%	40万円	400万円		所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)
		認定住宅	5,000万円	1.00%	50万円	500万円		

※控除期間は 10 年間です。

※認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低酸素住宅をいいます。

※平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの金額は、消費税が 8%又は 10%である場合の金額です。

●住民税の控除の対象となる方

平成 26 年 1 月～平成 29 年 12 月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方。

●住民税の住宅ローン控除額（税額控除額）

次の（ア）（イ）のいずれか少ない金額が控除額となります。

（ア） 所得税の住宅ローン控除可能額の内、所得税において控除しきれなかった額

（イ） **【平成 26 年 1 月～3 月までの入居者】**

所得税の課税総所得金額等の額に 5%を乗じて得た額（限度額 97,500 円）

【平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月までの入居者】

所得税の課税総所得金額等の額に 7%を乗じて得た額（限度額 136,500 円）

※いずれか少ない金額が 0 円になる場合、住民税からの住宅ローン控除はありません。

●住宅ローン控除の適用を受けるには

平成 26 年以降入居し、初めて住宅ローン控除を受ける方は、**奈良税務署での確定申告**が必要です。

確定申告をもって住民税の住宅ローン控除の適用手続きがされたものとなります。

※確定申告第2表「特例適用条文等」の欄に居住開始年月日を必ずご記入ください。記入漏れにより、適用されない場合がございますのでご注意ください。

●住民税の控除の対象とならない住宅ローン控除

特定増改築等（バリアフリー改修工事、省エネ改修工事等）に係る住宅ローン控除（措法41の3の2）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）は除かれます。

2. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る20%本則税率の適用について

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

平成26年1月1日以降は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されることとなりました。

●確定申告において適用される税率

本則税率20%が適用されるのは、所得税は平成26年分から、住民税は平成27年度から適用されます。

○上場株式等の配当等に係る税率

		平成21年分～平成25年分まで	平成26年分以降
申告分離課税	合計	10%	20%
	内訳	所得税 7% 住民税 3% (町民税 1.8%、県民税 1.2%)	所得税 15% 住民税 5% (町民税 3%、県民税 2%)
総合課税	所得税	累進課税 所得税 5%～40% (平成27年分から最高税率は45%となります)	
	住民税	比例税率 10% (町民税 6%、県民税 4%)	

○上場株式等の譲渡所得に係る税率

		平成21年分～平成25年分まで	平成26年分以降
申告分離課税	合計	10%	20%
	内訳	所得税 7% 住民税 3% (町民税 1.8%、県民税 1.2%)	所得税 15% 住民税 5% (町民税 3%、県民税 2%)

※所得税においては、平成25年分から2.1%の復興特別所得税が創設され、確定申告の際には、基準所得税に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告することとなります。

●住民税配当割・株式等譲渡所得割額の控除額の変更

上場株式の配当・譲渡所得（源泉徴収選択特定口座）については、平成25年12月31日までは10%の軽減税率により、住民税3%が所得税と併せ源泉（特別）徴収されています。このため、確定申告は不要とされています

が、納税者の選択で確定申告をした場合、翌年度の住民税所得割から配当割・株式等譲渡所得割を税額控除します。また、平成26年1月から20%の本則税率が適用されるため、確定申告をした場合、平成27年度から5%で徴収された額となります。

○確定申告をした場合の配当割・株式等譲渡所得割控除額

	平成25年分まで	平成26年分以降
住民税適用課税年度	平成26年度まで	平成27年度以降
税額控除額	軽減税率 3%	本則税率 5%

※税額控除の割合は、町民税5分の3、県民税5分の2

●確定申告が不要とされている上場株式等の配当・源泉徴収選択口座の上場株式の譲渡所得を
確定申告した場合の注意事項

- 配偶者控除や扶養控除などの判定上、合計所得金額に参入されます。これにより、扶養控除が受けられなくなる場合があります。
- 介護保険料や国民健康保険料に影響が出る場合があります。
- 後期高齢者医療制度の窓口負担の基準は、総収入金額をもとに判定されます。自己負担割合が1割負担から3割負担へと大きく影響が生じることとなりますので、ご注意ください。

※詳しくは各保険料担当課にご確認ください。

【福祉課：介護保険料】【国保医療課：国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】